

國學院大學學術情報リポジトリ

研究論文2

神社年中行事の研究の現状とその意義について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 聡子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001916

神社年中行事の研究の現状とその意義について

鈴木 聡子

はじめに

古来、日本では様々な階層の人々が年中行事を行ってきた。なかでも神社においては古くより神に対して様々な祈り（神事）がなされ、一年を通して年中行事があった。これを「神社年中行事」と称する。

筆者は神社年中行事の成立過程について、これまで主に国家と深く関わりのある神社を対象に、中世の神社年中行事史料を用いつつ、宮中の年中行事との関係も視野に入れながら考察してきた。そして、そこから11世紀から12世紀頃の神社において国家や貴族、時の権力者などとの深い関わりの中で、節日行事などの「行事」が神社の「年中行事」として形成されてきたことを明らかにしてきた。また、神社年中行事の形成過程を通して、時の人々の神社に対する想いや神社側の姿勢などもみえてきた¹。

しかしながら、これまでの年中行事研究をみていくと、民俗学をはじめ様々な分野からの膨大な蓄積があるにも拘わらず、神社の年中行事、特に歴史的な神社年中行事を取り扱ったものは決して多くはないことがわかる。また、神社の年中行事に関する文献史料は平安時代から近代まで幅広く残されているものの、十分に整理ができているとはいえないのが現状である。

本稿では、これまでの年中行事研究における主だった研究の流れを整理・考察するとともに、なぜ神社の年中行事に問題関心が薄かったのか、などを含めて、あらためて神社年中行事の研究の現状を把握していきたい。

第1章 年中行事研究と神社年中行事

①年中行事研究の流れ

近代以降、日本における年中行事の研究は、民俗学、風俗史学、歴史学などの分野から取り組まれてきた。これらの研究は膨大にあるため、本項では主だったものを挙げて流れを概観したい。

具体的に年中行事を研究した早い例は、江馬務氏の『日本歳時史^{皇紀}』（内外出版、大正11年）と言える。本書は京都という地域に限った研究であったが、その後、さらに全国に広げて論じた『日本歳時史全史』（白井書房、昭和24年）が刊行された。これらの研究では日本の各地域における一年間の行事の概要を、古代より現代に至るまで、文献史料を用いながら廃絶したものも含めて通史的に記している。全時代における様々な階層の年中行事を対象とし、全国の著名な社寺の行事についても紹介されている点が特色といえる。

その後、最も年中行事の研究が進んだのは、民俗学の分野といえる。昭和5年に折口信夫氏が「年中行事」（『民俗学』第二巻）を公表し²、柳田國男氏が昭和6年に「民間暦小考」（『北安曇郡郷土誌稿』三、信濃教育北安曇部会）、昭和14年に『歳時習俗語彙』（民間伝承の会）、

昭和24年に『年中行事覚書』（日東出版社）などを著した。特に柳田氏を中心とする民俗学の研究では、日本の固有文化を特別な知識を持たない「常民」の文化に求めていたため、宮中をはじめ、貴族などの上流階層の記した文献史料をあえて排除し、主に各地の家やムラで伝承されて来た年中行事について聞き取りや参与調査を行ってきた。そして、各地の事例を全国的に比較検討することで、行事本来の形を抽出し、その意味を解明しようとしたのだった。そのため、数多くの事例報告が出され、その影響は周辺諸学にも及んだ。

例えば、和歌森太郎氏が昭和16年に「年中行事より見たる東亜歴史圏－予報－」（『史潮』十卷三・四号、大塚史学会）、昭和24年に萩原龍夫氏と共著で『年中行事』（社会科学叢書、三省堂）を著し、これらの総括的なものとして昭和36年に『年中行事』（至文堂）を出版した。もともと歴史学の研究をしていた和歌森氏は、昭和16年から柳田氏に師事しており、「何分にも根が国史学畑から出ているので、宮廷の行事儀礼としての年中行事と民俗的年中行事との接触面に注意が向いたが、だいたい民俗的年中行事が土台で、それがたまたま公家や武家の儀礼として吸い上げられたり洗練化されたりしたものだという確信を得るに至った」と述べているように、民俗学と歴史学をともに取り入れた方法で研究に取り組んだことに特徴がみえる。

その後も昭和40年代以降、年中行事研究は民俗学のなかで盛んに行われ、多くの研究書等が刊行されるようになる。主だったものをあげると、大島建彦氏編『講座日本の民俗』六「年中行事」（有精堂出版、昭和53年）、宮田登氏を筆頭に当時の主だった研究者十名による論考を集録した日本民俗文化大系九『暦と祭事』（小学館、昭和59年）、田中久夫氏の『年中行事と民間信仰』（弘文堂、昭和60年）や、特に田中宣一氏の『年中行事の研究』（桜楓社、平成4年）には民俗学を中心とした研究史が詳細にしめされている。

また、国文学の素養を持ちながら民俗学の多大な影響を受け、儀礼文化学を構想した倉林正次氏により、『饗宴の研究』（桜楓社、昭和40年）の「儀礼編」が刊行され、同書のシリーズで昭和44年に「文学編」、昭和62年に「祭祀編」と「歳時・索引編」が続いて発表され、文献史料を用いながら古代国家の儀礼構造を神祭りや宴の構造と関連させて検討した研究がだされた。

一方で、歴史学からのアプローチは、これまで見てきた研究分野と比べると、まだ日が浅いといえる。昭和47年に山中裕氏が、平安時代の宮中行事に関する起源や特徴を明らかにする『平安朝の年中行事』（塙書房）を発表したのを皮切りに、昭和56年には遠藤元男氏・山中氏編の『年中行事の歴史学』（弘文堂）において、歴史学の視点から年中行事を多角的に捉える研究が行われた。このなかでは、これまでの研究史の整理や史料を整理しての目録等も示された。また、鳥越憲三郎氏が、柳田氏の研究手法を痛烈に批判し、文献考証の重要性を唱え、改めて民俗学で取り組まれてきた年中行事そのものを再検討した『歳時記の系譜』（毎日新聞社、昭和52年）などもみられる。

1980年代以降、昭和から平成へ天皇の代替わりという時代により天皇の即位儀礼などの問題に関心もたれるようになると、古代から中世の天皇を中心とした国家行事を検討して国家構造のあり方を解明する研究がみられるようになる。これらの流れのなかでも年中行事の研究が進められ、古代の年中行事については、古瀬奈津子氏の『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館、昭和63年）、大日方克己氏の『古代国家と年中行事』（吉川弘文館、平成5年）、橋本義則氏の『平安宮成立史の研究』（塙書房、平成7年）、丸山裕美子氏の『日本古代の医

療制度』（名著刊行会、平成10年）などが刊行されている。また、中世の年中行事の研究では、井原今朝男氏の『日本中世の国政と家政』（校倉書房、平成7年）、『中世のいくさ・祭り・外国との交わり』（校倉書房、平成11年）、『中世国家と天皇・儀礼』（校倉書房、平成24年）や、佐藤健治氏の『中世権門の成立と家政』（吉川弘文館、平成12年）、佐藤厚子氏の『中世の国家儀式』（岩田書院、平成15年）などを代表的な研究として挙げるができる。

②「年中行事」と「祭り」の区別

ところで、年中行事研究では、神社の年中行事を対象としない時代が長かった。

そもそも、「年中行事」という語の初見は、仁和元年（885）に太政大臣の藤原基経が光孝天皇に献上した『年中行事御障子』の衝立障子とされる³。絹張障子に宮中での一年間の恒例行事等が月日順に列記されたもので、清涼殿に立てて、参内した役人に行事の予定を周知させ、事前の準備を整えさせる目的があったとされる。

平安時代は、天皇を中心とする国家の行事が定められた時代で、弘仁12年（821）に、嵯峨天皇の命を受けた藤原冬嗣などによる初めての勅撰の宮中儀式書、『内裏式』が編纂された。その後も貞観年間（859-877）の『儀式』をはじめ様々な儀式書がつくられ、宮中行事が年中行事として成立した。しかし、年中行事研究においては、それら儀式書に記されている年中行事全てが研究対象となっているわけではない。

その例として、ここでは平安時代の宮中における年中行事研究の中でも代表作といえる、山中裕氏の『平安朝の年中行事』について見てみたい。本書では、「第二章 平安朝の年中行事の特質と意義」で、『西宮記』『北山抄』を基に、以下の諸行事を宮中年中行事として個別に取り上げ、歴史的な由来や行事内容をまとめ、特徴を述べている。

正月	四方拝、朝賀、小朝拝、供御菓、齒固、餅鏡、戴餅、元日節会、朝観行幸、二宮大饗、摂関大臣大饗、臨時客、子日宴、子日の遊、供若菜、白馬節会、御齋会、卯杖、年木、御薪、粥杖、餅粥の節供、左義長、踏歌節会、射礼、賭射、内宴、供若水
二月	積奠、列見、初午
三月	上巳祓、曲水宴、御燈、彼岸
四月	灌仏
五月	端午節（菖蒲・薬玉・粽）
六月	六月祓
七月	七夕（乞巧奠の儀・相撲・索餅）、盂蘭盆会、盆踊
八月	観月の宴
九月	重陽宴・菊花宴（菊酒・菊綿）、残菊宴
十月	亥日餅
十一月	新嘗祭、豊明節会、五節舞姫（帳台試・御前試・童女御覧）
十二月	追儺、土牛、御魂祭、仏名会（罪障懺悔・野臥）、節折

『西宮記』は源高明が著した宮廷の儀式行事に関する儀式書である。また、『北山抄』は藤原公任によって編纂された全十巻からなる宮中儀式書で、その巻一と巻二は「年中要抄」と

称し、百九十条におよぶ年中行事の記載がある。

これらを見れば、当時、宮中でどのような年中行事が行われていたのか詳細に知ることができる。そして、そこには神祇に関する行事や神社祭祀（神事）も多数含まれているのだが、山中氏の示した平安朝の年中行事は、内裏で行われる行事に限定されている。

同様の傾向は、鳥越憲三郎氏の『歳時記の系譜』や倉林正次氏『饗宴の研究』をはじめとして、他の年中行事研究についても見られる。

一例を挙げれば、倉林氏は「平安時代の宮廷儀礼の中から、祭りおよび神事的な行事・芸能を拾い出してみる」として、儀式書より以下の行事を抽出している⁴。

二月	春日祭・大原野祭・祈年祭・園韓神祭・祈年穀奉幣
四月	平野祭・賀茂祭・広瀬龍田祭
六月	忌火御飯・御体御卜・月次祭・神今食・大祓・節折
七月	祈年穀奉幣・広瀬龍田祭
九月	例幣
十一月	相嘗祭・鎮魂祭・春日祭・大原野祭・平野祭・園韓神祭
十二月	忌火御飯・御体御卜・月次祭・神今食・内侍所御神楽・賀茂臨時祭・大祓・節折・追儺

倉林氏は、これらの行事を「祭り」と呼び、宮中から勅使や神祇官が宮廷外の神社に派遣されて行われる「諸社の祭」と、宮廷内で完結する「宮廷内の祭り」の二つに区分する。また、「宮廷内の祭り」についても、「諸国の神を対象に行なう祭り」と、「本来の宮廷の祭り」とに細分化している⁵。

更に同書で「宮廷の儀礼の中に、これら祭りに関するものだけではなくて、いわゆる年中行事と呼ばれるものがある」と述べている。ここでは、宮中で一年間に行われている恒例行事を「年中行事」と「祭り」に峻別し、神社年中行事を「年中行事」研究の対象としない姿勢が明確になっている。

この研究においては、本来、一年間の恒例行事を指す歴史的用語である「年中行事」について、特定の行事だけを指すものと認識している。しかし実は、これは年中行事研究を主導して来た民俗学における「年中行事」の概念と、深く関係している。

例えば、柳田國男監修の民俗学研究所編『民俗学辞典』（東京堂出版、昭和26年）の「年中行事」の項を見てみると、「年々同じ暦時がくれば、同じ儀式の習慣的な営みが繰り返されるような伝承的行事」とあり、「本来家毎におこなわれる神祭」で、「人々の一年間の生活過程、ことに生産生活のそれにおけるヲリメにあたつて、いいかえればフシなり、セツなりにあたるトキごとに、家々で神をまつるべく静かに忌みつつしんで籠り、神供を設けてこれを人々相共にいただく、そういうことを中心として成り立つた行事」と説明されている。また、「祭」の項では、「家々の小さな祭は普通年中行事といわれるものの主要部分を形成している」という記述がみえる。

すなわち、「年中行事」とは、家を単位として行われる小さな祭りとして、その他の「祭」と区別されるべき恒例行事のこととされている。かくして神社年中行事は、年中行事書には年中行事として記載されているにもかかわらず、「年中行事」研究の対象からは外されてし

まったのだった。

これにより、両者を一体の関係において捉える視点を持つ事が困難になったことは、疑いない。また、皮肉なことに、行事の担い手の範囲によって「年中行事」と「祭」を区別することにより、実際には「年中行事」と「祭」を区別なく恒例行事として実践していた当事者の存在が、逆に見えなくなってしまうと言える。

だが、西角井正慶氏編『年中行事辞典』（昭和33年、東京堂出版）のように、辞典という形ではあるものの、神社の祭りも含めて年中行事として捉える視点もあったことは、無視できない。この辞典で注目されるのは、その編纂に当たっての考え方である。西角井氏は、「はしがき」に、次のように記している。

年中行事は、時のリズムに随う周期伝承で、(中略)常の仕事を休んで、何らか特殊な生活様式、それは古典的な様式を繰り返かえて或る安定感を得る、いわば生活のアクセントなのでありますが、家々個々に行われる場合と、その集合した祭礼とがあるわけです。小さな村の祭りとは、何万という人出のある大社の祭礼とは同日の談ではないようなものの、その信仰的な意義においては変るところなく、信仰は村人の生活規範であり、祭りは村の組織や機能に関連しましたから、行事に参加することは村人としての義務であると同時に、祝福すべき人生儀礼でもありました。

ここには、行事の担い手の範囲が異なり、その規模に大小はあっても、「年中行事」も「祭」も等しく「周期伝承」であると認識したうえで、行事を行う当事者の「信仰的な意義」に着目し、その心理的・社会的な機能を重視する視点が表れている。つまり、「年中行事」と「祭」の区別によって生まれる問題を克服する方向性が示されているのである。

ただ、残念ながら、この視点は辞典編纂の理念に止まり、具体的な研究、特に歴史的・実証的な研究の裏付けは無く、そのような研究を生み出すことも無かった。

しかし、同じ辞典でも阿部猛氏・義江明子氏・相曾貴志氏編『平安時代儀式年中行事事典』（東京堂出版、平成15年）や、加藤友康氏・高埜利彦氏・長沢利明氏・山田邦明氏編『年中行事大辞典』（吉川弘文館、平成19年）は、全く違う。前者は平安時代の宮中儀式書にみられる恒例行事を網羅し、後者は個々の神社でおこなわれていた年中行事を積極的に取り上げており、どちらも具体的な史料に基づいて儀式次第や歴史的変遷などを紹介しているのが特徴である。これは、①で見た歴史学による年中行事の歴史的・実証的な研究の登場と、関係していると考えられる。

一方、「年中行事」とは区別された「祭」研究のなかでの神社年中行事の取り扱いはどのような状況だったのだろうか。

神社年中行事を対象とする「祭り」研究については、平成9年刊行の『神道宗教』一六七号（神道宗教学会）掲載の公開シンポジウム「戦後五〇年の神道学を考える」講演録に記載がある。このなかで、島田潔氏が戦後の祭祀学・祭り研究に関する研究史の流れと問題点を発題した。そして祭り研究において、かつては、実証性にとぼしい文化史的な祭り研究や、古代・古層への祭り関心から実証性のない進化論的な研究などが多かったが、昭和30年代後半から40年代にかけて、祭りを成立させているシステムや機能、宗教的な意味を問う実証的な研究が進められるようになって、研究が進展したと指摘している。ただ、ここで示された

編年体の祭り研究の一覧表を見ると、個別の神社行事に関する研究はいくつかみられるものの、歴史的な観点からの研究はなされていないことが見えてくる。

第2章 歴史研究と神社年中行事研究

①神社史と神社年中行事

以上で見たように、「年中行事」研究でも「祭」研究でも、年中行事研究は限定的な範囲の中で行われ、そこでは神社年中行事の研究は乏しく、歴史的・実証的に論じたものは近年までなかった。ただ、神社史の編纂と関連して個別事例としての神社年中行事の研究が若干行われて来た。

近代以降、主だった神社年中行事に関する研究が見られないなかで、1930年代から1940年代前半にかけて、神祇院をはじめ、各地域の神社協会、神職会、地域行政などによる、各府県内の神社のうち特殊神事のみに限定した調査・研究が多くみられる⁶。これらは、いずれも刊行当時の現行神事（行事）の実態を取り上げるものであった為、歴史的な検証などには重きを置いていないのが特徴といえる。

このほぼ同時期に、当時の官国幣社を中心に神社史編纂が行われるようになり、昭和初期以降、徐々にその数が増えていった。神社史の編纂では、それぞれの神社における古代から近代までの実態を通史的に明らかにするなかで、各時代においてどのような行事（神事）が行われていたのかということも注目されるようになっていく。なかでも、昭和12年に信濃教育会諏訪部会より刊行された宮地直一氏の『諏訪史』巻二巻後編は、研究史上意義のあることとして特筆したい。

本書の「第五章 祭祀考」では、まず、中世の諏訪上下社で行われていた神社年中行事の実態を知ることが出来る史料を明確に示し、それらを基に一年間の恒例行事を分析し、月日順に示して全容を明らかにした。これは、未だ神社年中行事に関する研究が形成されていないなかで、文献史料を的確に捉え、それらを基に各年中行事の内容を詳細に把握し、一年を通じた年中行事の内容を復元的に明らかにするという研究手法の最も早いものといえ、その後続く神社史編纂事業に与えた影響は大きい。

例えば、昭和14年の『石清水八幡宮史』首巻の「第三 祭祀」（『続群書類従』）や、昭和19年刊行の『三河國砥鹿神社誌』「第三編、砥鹿の神事」がある。また、昭和19年より始まった宗像神社の神社史編纂事業によって、宗像神社復興期成会から昭和36年に刊行された『宗像神社史』上巻、そして昭和41年に刊行された下巻の「第八章 祭祀」も、その例といえる。さらに、昭和58年に刊行された『住吉大社史』下巻の「第二十一章 祭祀の伝承」や、平成5年刊行の太田政弘著『猿投神社の総合研究』下巻「第六章 年中行事」、平成6年刊行の『真清田神社史』「第十四章 真清田神社の祭祀」などが挙げられる。昭和前期までの編纂事業には宮地氏が直接携わったものも多く、『諏訪史』第二巻後編と同様の研究方法により、各社の神社年中行事の歴史的な内容が明らかにされている。

②神社年中行事史料の集成

歴史的・実証的な神社年中行事の研究の蓄積を受けて、神社年中行事史料の集成が行われるようになった。

そのなかで民俗学者の原田敏明氏を中心に組織された日本祭礼行事集成刊行会編集のも

と、昭和42年に『日本祭礼行事集成』第一巻（平凡社）が刊行されたことは意義深い。巻一「あとがき」によると「本書刊行の目的は、神宮はじめ全国の各神社にこれまで伝来された祭祀の記録をできるだけ豊富に集め、そして一日も速やかに研究者の手もとに届けることにある。」とあるように、全国各地の神社年中行事史料を取り扱ったものである。しかしながら、掲載方法に関して見ていくと、神社史料が別段年代順に配列されているわけではなく、未整理の状態で行われていることが問題点として指摘できる。しかし、巻一以降、昭和62年までに全九巻が刊行され、実に100社を超える276点の膨大な数の資料を掲載するという、神社史料のみを対象とする史料収集は他に例がなく、神社をはじめとする年中行事の歴史的研究を進めるには貴重な研究業績といえる。残念なことに、これらの神社史料に基づく総合的な年中行事に関する歴史的研究がほとんどなされていないことが現状として指摘できる。

また、歴史学的な観点から、様々な年中行事史料を収載し、解題とともに紹介している遠藤元男氏・山中裕氏編の『年中行事の歴史学』（弘文堂、昭和56年）に注目したい。

遠藤氏は「一年年中行事の研究法」で、年中行事は、階層を基本とする特定の集団によって行事が行われているとし、「五 年中行事研究書・史料目録」において、a 公家の年中行事、b 武家の年中行事、c 民間の年中行事、d その他の年中行事の四種に階層を区分して整理を行っている。その上で、この階層別に古代から近代まで史料を時代順に配列し、さらに各々の史料には、書誌情報とともに簡潔な解説をつけた史料目録を作成しており、画期的なことと言える。

ただ、神社年中行事が、寺院の年中行事や江戸期の随筆からみえる年中行事などと共に、「d その他」に分類されていることは、年中行事として研究対象とされ、史料の重要性が認知されながらも、全体の中での位置付けは依然として低いことを物語っている。

実際、具体的に神社年中行事に関する史料目録をみると、『日本祭礼行事集成』と『神宮年中行事大成』前・後編、『熱田神宮史料 年中行事編』上・下巻のみとなっている。そして、それ以外については、「神社の行事に関する資料は膨しい数に上るが、今回は割愛する。」とあり、史料の詳細は示されていない。また、ここで紹介している三種の書籍についても、その中に記載されている具体的な神社年中行事史料への言及は、なされていない。

このようななか、井原今朝男氏は前掲の『中世のいくさ・祭り・外国との交わり－農村生活史の断面－』（校倉書房、平成11年）のなかで、年中行事書の文献学的研究は開始されたばかりで、歴史学の祭礼研究ではほとんど取り上げてこなかったことを指摘している。その上で同書の「第Ⅱ部 祭りと文化結合 第三章 中世農村寺社の年中行事」末尾に「中世の在地年中行事書一覧」として全国神社の年中行事史料を一覧にして示している。ただし、ここでの研究は「中世農村生活史を解明する上で、荘園鎮守や郡鎮守など地方の農村寺社の年中行事と農事暦の解明」を主眼として在地制の強い神社に視点が置かれているためか、必ずしもすべての神社年中行事史料を網羅しているとはいえない。

以上のように、年中行事研究における神社年中行事史料の取り扱いに着目すると、史料を分析する前段階の作業である収集及び整理が未だ十分に出来ていない状況にあることがわかる。

③歴史学的研究の進展

神社年中行事の研究は昭和初期以降に徐々にみられる神社史編纂の中で、史料を用いなが

ら、各行事の全容を通史的に把握することが中心であった。より具体的な神社年中行事に関する研究は、戦後さらに時代を経過してからみられる。

早い例として、まず、杉本尚雄氏の『中世の神社と社領－阿蘇社の研究－』（吉川弘文館、昭和34年）が挙げられる。本書の「第四章神事及び造営 第一節阿蘇社の神事」では、中世史料を基に、各行事の経済基盤とともに在地との関わりなどを視野に入れながら、当時の年中行事の実態を明らかにした。また、中野幡能氏は「第五章八幡宮の宗教儀礼 第一節 宗教儀礼の概要」（『八幡信仰の研究』、吉川弘文館、昭和42年）で、宇佐神宮における古代から近世までの年中行事の変遷を、各時代の史料により通史的に示した。

昭和63年には、井上寛司氏が「中世杵築大社の年中行事と祭礼」（『大社町史研究紀要』三号、大社町教育委員会）を發表し、中世の杵築大社の特徴を把握した上で、中世年中行事史料を基に当社の年中行事の実態を詳細に示した。このなかでは、「周知のように、年中行事や祭礼に関しては、民俗学などを中心として、すでに多くのすぐれた研究が蓄積されており、質・量ともに容易にその成果を集約しえないほどの内容を備えているに至っている。しかし、そうした中であっても、こと神社、それも中世の年中行事や祭礼という点になると、ごく一部を除いて著しい立ち後れを指摘しないわけにはいかない。」と述べている。確かに井上氏が論じた1980年代以前の神社年中行事研究は、先に杉本氏、中野氏を例にあげたように数える程度しかないのが現状であった。

このような研究状況のなかで、1980年代後半より少しずつ研究がみられるようになる。たとえば、中野豊任氏が発表した「越後国弥彦神社の中世神事」（『新潟史学』十九号、新潟史学会、昭和61年）では、弥彦神社に中世のまとまった年中行事史料が無いなか、断片的な史料から当時の年中行事を復元した研究がある。

また、井後政晏氏は、愛知県内の熱田神宮と真清田神社の年中行事について、それぞれ中近世の史料を基に年中行事の内容を整理して概要をしめした。「真清田神社の年中行事－吉祥祭・桃花祭・太々神楽について－」（『神道史研究』第三十八巻第三号、神道史学会、平成2年）では、そのなかでも特殊神事をより詳細に実態を明らかにし、「熱田神宮の年中行事－神輿渡御神事と大福社の諸祭儀」（『神道古典研究』十三、神道古典研究会、平成3年）では、幾つか主だった行事をさらに詳細に見て行き、また、撰社の年中行事の内容についても具体的に明かにした。

高井昭氏は、「中世における日前・國懸神宮の神事」（『神道及び神道史』五十二号、平成6年）のなかで、それまで当宮の神事に関しては近世期の史料に引用されていた部分を孫引きして中世の神事記録を扱って論じてきたことを問題視し、それらの元となる史料そのものの所在を捜し、これら収集した史料を基に、当時の年中行事の実像を示した。

山野善郎氏の『祭儀からみた中世住吉社の建築空間に関する基礎的研究』（昭和63年）には、中世の年中行事史料から年間の各行事が行われていた場所に焦点を当て、行事と場の問題を詳細に分析した研究がみられる。その後、住吉社の行事については、川畑勝久氏「住吉大社の年中行事」（『儀礼文化』四十三号、儀礼文化学会、平成24年）が、中近世の年中行事史料から各行事の構成要素を比較して行事の分類を行い、さらに内容を分析することにより、古代的要素のある行事の考察を試みた。

宗像大社の年中行事史料を取り上げた河窪奈津子氏は、「宗像大社所蔵の神事史料」（『神道宗教』二一一号、神道宗教学会、平成20年）を發表したのち、「中世宗像社の神事と宗像大

宮司の社領支配」(『神道宗教』二二二号、平成23年)で、年中行事から大宮司の社領支配の具体的な姿を明らかにした。

第3章 神社年中行事の歴史的背景

①宮中年中行事と神社行事

これまで、神社年中行事そのものを対象にした研究について見て来たが、一方で、特に国家祭祀との関係や、貴族や時の権力者、さらに在地との関係性に焦点を当てる研究が、主に歴史学の分野から登場してきた。

(i) 個別要素の類似性への関心

このような神社年中行事の歴史的な背景への関心は、やがて宮中年中行事を神社年中行事の起源と見る視点として表れた。その一つは、行事に見られる個別要素の類似性による神社年中行事の宮中起源説である。

その淵源を遡れば、前掲の和歌森太郎氏『年中行事』(至文堂、昭和36年)にある「第三章 もろもろの節供 二端午の節供」がその一つといえる。ここでは、五月五日(端午)に宮中と神社で同様の行事が行われている事に着目し、宮中の節日行事と神社行事との系譜関係を次のように指摘している⁷。

京都の賀茂祭の競馬は元来四月の酉日の祭礼日に行なわれたが、寛治7年以降端午の行事にされている。これは宮廷での端午の騎射という節義を民間的に継承したことを意味しよう。端午の競馬は他の神社にも見られたことで、山城紀伊郡の藤森神社なども、それで知られている。

すなわち、元々は四月酉日の賀茂祭で行われていた競馬が、寛治7年(1093)以降、端午(五月五日)行事となったが、それは宮廷の端午の騎射行事が賀茂社の競馬行事として「民間的に継承した」ものなのだという。だが、これは事実とは認め難い。

五月五日の賀茂社の競馬行事は、延宝8年(1680)に注進された『賀茂注進雑記』に、寛治7年(1093)、堀河天皇の勅願によって「五穀成就天下安全」の祈願として始まったと記されている。そして、すでに国家の五月五日節会は十世紀に廃絶していたが、賀茂社において国家節会の形式をもって始められたものと伝えられている。

これは、後世の史料のため創始については史実として定かではないが、和歌森氏はこの社伝を基に寛治7年を契機としたものと考えられる。

競馬行事の初見史料は、嘉元年間(1303~1306)に記された賀茂別雷神社の年中行事書『嘉元年中行事』で、そこには、五月一日に「御馬番」、四日に「しやうぶの御神事」、五日に「ご神事けいば」と、五月五日を中心に競馬行事が神職と氏人らによって行われていたことがみえる。この競馬を「賀茂競馬」と称して上皇や親王、公卿達が見物する様子が中世の史料などに見られた⁸。

一方の賀茂祭は、もともと賀茂県主一族が中心となって行う氏族祭祀であった。大同年間(810)に、嵯峨天皇と平城上皇との対立があり、きわめて緊張状態にあったことから、天皇は賀茂の神に加護を祈り、賀茂祭を天皇直轄祭祀としての公祭に位置づけた⁹。平安時代前期に編纂された宮中儀式書の『儀式』をみると、一連の賀茂祭行事の日程の中でも、宮

中の儀・路頭の儀・社頭の儀・還立の儀から構成される旧暦四月中西日が最も中心となる祭りであることがうかがえる。特に勅使一行が賀茂社へ参向して、内蔵使が幣帛を奉り宣命を奏上し、近衛使・馬寮使が境内で走馬を奉るという儀式が行われる社頭の儀が中核で、この宣命に関しては『朝野群載』十二内記に詳細を見ることができ、神の加護によって天皇が治める天下が平穩無事であることが祈られていることから、公祭としての賀茂祭の祈願目的が読み取れる。

賀茂祭の儀式次第は、公祭となった際に定まったもので、その後、多少の変遷はあるものの、根本的な次第は変わることなく、文亀2年(1502)の応仁の乱前後の混乱で勅使派遣が中断するまで行われた。

このように五月五日行事と、四月中西日の賀茂祭の両行事における競馬の位置付けに着目すると、同じ競馬ではあっても、それぞれ全く異なった性質の行事であることが理解出来る。寛治7年を境に賀茂祭の競馬が五月五日行事へと変わるのであれば、その後も平安時代さらには中世を通して勅使らが走馬を奉っていた賀茂祭の走馬(競馬)の位置づけを一体どのように考えればよいのだろうか。

さらに和歌森氏は、国家の五月五日節会の中の騎射行事が競馬行事として賀茂社で継承していると論じているが、そもそも律令国家での五月五日節会は、菖蒲献上・騎射・走馬(競馬)・雑芸・奏楽などから構成されており、騎射と走馬(競馬)は全く異なる行事である。

和歌森氏は、祭りや行事の歴史的展開を、各行事の性格や内容とは無関係に、個別要素の類似性だけを根拠に行事の系譜関係を想定しているが、同様の研究方法は少なくなく、近年の研究においても見受けられる¹⁰。

(ii) 神宮研究の成果

また、神社年中行事と宮中行事との系譜関係は、伊勢神宮の年中行事に関する歴史学的研究で、重要な論点となっている。

昭和61年の鎌田純一氏による「神宮年中行事の成立」(『大倉山論集』第二十輯、大倉精神文化研究所)が、その早い例といえる。鎌田氏は、神宮における年中行事の起源について、宮中行事との関係性を検討し、節供、卯杖、御竈木、踏歌などの行事は、天武天皇が飛鳥浄原宮で始められ、宮廷で年中行事として定着した際、神宮においても年中行事として行われるようになり、それが定着したと論じる。

また、平成3年には櫻井勝之進氏が「年中行事」(『伊勢神宮の祖型と展開』、国書刊行会)を出し、神宮の年中行事を中央に祖型をもつ行事と、祖型を中央に求め難い行事とに分類し、その多くの行事は祖型を中央に求めることが出来ると指摘した。そして、神宮の年中行事が中央から取り入れたものとするのであれば、『儀式帳』の記事は貞観年間以降に補筆された可能性があるとして論じる。両者ともに神宮の年中行事が中央(宮中)からもたらされたものとし、神宮と宮中の行事には共通性があるとの見解を示している。

その後、三宅和朗氏は「古代伊勢神宮の年中行事」(『史学』七十二卷第三・四号、慶応義塾大学文学部、平成15年)のなかで、『儀式帳』をはじめ中世の神宮年中行事書を収集し、整理した上で、神宮での各々の行事を詳細に史料から分析し、これまで年中行事史料の集成などは取り組まれてきてはいたものの、あまり明確にはされて来なかった当時の年中行事の実態を明らかにした。この分析を通し、神宮には、神が常住し、一年を通して天皇を核とし

た宮中と関係性を有する内・外宮、別宮の年中行事と、天皇との関係が希薄で「自然界との繋がりを喪失していないもう一つの伊勢神宮とも呼ぶべき存在」の撰・末社の年中行事という、神宮年中行事の二重構造があると論じる。

最近では、久禮旦雄氏が「年中行事」の淵源－伊勢神宮における節日儀礼をめぐって－（『芸林』第六十巻二号、芸林会、平成23年）で宮中と神宮の節日儀礼の比較検討を行い神宮年中行事の淵源について考察している。

②神社年中行事と社会秩序

一方、歴史学の研究には新たな視点が生まれた。歴史学の神社行事に関する研究は、網野善彦氏などの社会史研究のブームのなかで、次第に増えてきた。そのなかで、1980年代以降、祭り・年中行事研究では、神社年中行事そのものではなく、社会組織への関心をベースに行事とそれを行う社会との関係に焦点を当て、祭り・行事を社会統合機能の装置と捉える研究がみられるようになる。

井原今朝男氏の研究はその代表的なもので、全国各地で同一日に同一内容で天皇から貴族・武士・百姓にいたるまで階層ごとに一斉に実施される行事について、各階層の年中行事を比較しながら、それらの行事が民衆統合儀礼として機能することを論じている¹¹。そのなかでも五節供行事に焦点をあて、農村における百姓階層が属する荘園鎮守社や村落寺社の年中行事史料を基に、行事における具体的な経済システムと関連づけながら、領主と農民が支配・被支配を越えて在地における社会的共同秩序を再確認する行事と指摘する。その上で、「こうした民衆統合システムの上に天皇の儀礼が存在していたからこそ、天皇が儀礼王としての権威をもちえたものといえよう」と述べている¹²。

井原氏の研究には、それまでまったく手付かずであった神社年中行事史料を中心とした史料分析を通して歴史的・実証的に年中行事の実態を明らかにし、社会階層を視野に入れた上で当事者にとっての行事の意義に着目して分析を行うという、和歌森太郎氏らのいわば疑似歴史的研究とは全く違う、新たな方向性が示されている。

しかしながら、問題がないわけではない。井原氏の研究では、年中行事の社会統合機能のみが強調されており、このような観点からすると、行事の内容は問題にならず、どの行事が有する機能でも社会統合という同じものになってしまう。だが、実際には特定の行事が重視されているのであり、そこには、なぜその行事でなければならなかったのか、またその行事の儀礼内容はなぜそのような形になっているのかといった問題が、残されているのである。つまり、社会統合という機能に目を奪われてしまうと、行事の内容の歴史の実態や、行事と社会との動的な関係が見えなくなってしまうのである。

例えば、春日社における節供行事は、藤原摂関家氏長者をめぐる社会的状況と氏長者自身の信仰心を背景に創始され¹³、大宰府の天満宮安楽寺の節供行事は、太宰権帥や大式らの信仰に基づく意向によって創始された行事であった¹⁴。

このように、平安時代以降に国家との深い関わりのあった神社などに焦点をあてて年中行事史料を丹念に分析すると、これまでの研究では見落とされがちであった、特定の行事に関わる天皇や国家と神社の関係、つまり特定の人物や階層の持つ観念や信仰との関係が、無視できない重要性を持っている事実が、浮かび上がって来る。

③社会的動態の中の神社年中行事

上記の問題意識と関連して、ここでは、天皇や特定の人物との関係における年中行事の動態の一端に触れておきたい。

(i) 神社行事の延引、内容変更－春日社の事例－

春日社は、藤原摂関家を中心とする藤原氏の氏神社であり、藤氏長者が祭祀および社の管理をする権能をもっていた¹⁵。平安時代以降、天皇との外戚関係を結ぶようになると、祭りの公的行事化や、天皇の神社行幸などがなされ、国家の篤い信仰を受けるようになる。この春日社の年中行事は、主に春日社の社家達が記した日記から探ることができる。

当社の恒例行事の一つに、正月の「御田殖」があった。『中臣祐定記』寛元4年(1246)正月十八日条によれば、この行事はこの日に行われるはずであったが、その年は、前日の十七日に後嵯峨天皇の春日社行幸があり¹⁶、還御は十八日の酉刻であった。そして、春日社の巫女が、天皇の還御後の夜に田植え行事を行う事は、不吉であると神職に申し立てたため、同月晦日に延引したとする¹⁷。

つまり、春日社では、天皇の神社行幸が行われた際、恒例行事を延引する対応を取っていたことがうかがえる。

また、文永9年(1272)二月に後嵯峨法皇が崩御した際には、その年の神社年中行事をどのように取り扱うべきかが問題になった。その一例として、『中臣祐賢記』文永9年九月一日条によると、恒例行事である九月九日行事を諒闇としてどのような形式で行うべきかが、神職の間で協議されている。そして、過去の社家日記から同様の事例として、二条上皇が崩御した永万元年(1165)と、後堀河上皇が崩御した天福2年(1234)における例を探し出し、両者の次第を比較検討した結果、天福2年の例を採用して執り行うこととなった。

ここでは、上皇・法皇の崩御に伴う諒闇を重んじ、忌み慎む期間として神社恒例行事の次第内容を変更する対応がなされており、天皇や上皇などを重視して臨機応変に行事を変更する春日社の姿勢が顕著に表れている。

(ii) 神社行事の重視－賀茂別雷神社の事例－

嘉元年間(1303～1305)に神主賀茂経久が記した『嘉元年中行事』は、賀茂別雷神社で行われる年中行事について書かれた最も古い史料とされている。月日順に行事の次第が記され、本文とともに同筆で朱書での書込みがみられることが特徴といえる。この朱書では、行事次第をより補完するための具体的な作法や神職の心得、更に各行事で神職が着る装束等も書かれている。特に装束については、「いくわん」(衣冠)、「そくたい」(束帯)、「かりぎぬ」(狩衣)、「ほうぬ」(法衣)、「じやうゑ」(浄衣)など、行事によって著装するものが異なり、装束によっては「上くる」「下くる」などとあって、著装の仕方が個々の行事によって決められていたことがうかがえる。各行事における神職達の装束を分類すると、当時の神職達が重視していた行事が見えてくる。

当社の年中行事のなかでも、四月中西日に行われる賀茂祭が最も重要な行事として位置づけられている。『嘉元年中行事』のなかでも、この日の次第は詳細に記されている。

まず、本殿の御戸開きをし、葵をはじめとする神饌や日供神饌を供え、祝詞を奏上するなど、勅使が社参するまでに事前に神職達によって執り行われる次第が見られる。その後、勅使一行が神社に着くと、勅使(近衛使)は、本殿に比較的近い社殿である橋殿で着座して、

神に二拝し、宣命を読み、その後、神職の祝に渡す。祝は、「いぬふせぎと」で祝言を読んで、摂社である片岡社の前の石の上で、返の祝言を申し、葵を勅使に渡す。そして、場を土舎に移し、東遊の儀を行い、馬を橋殿の周りに回す。その後、「物へねうた」をうたい、饗宴をするのが決まりであった。

ところが、「ただし、ちかごろせんみやうを進せず、物へねならさずふかしぎの事ども有、神慮計がたし」として、実際には勅使が宣命も読まず、楽も奏さなくなっており、それを憂慮する様子が書き記されている。そして、その具体例として、「さねさき卿」（滋野井実前¹⁸）が賀茂祭の勅使として神社に参向した際の様子が記されている。さねさき卿が近衛使の時、拝もなく、宣命も進ぜない。この事を受けて、神社側から葵を使に進上する事はならないという旨を社中の社人がさねさき卿側に申し出た。神社側とさねさき卿等との間で条々問答をしたが、神社側が「たいりゃくたい状」を申して葵を進上した。全ての対応をし終えた時には、すでに明け方になっていたという。

この勅使として登場する滋野井実前の振る舞いが、事実であるか否かは定かでないが、ここには、神社の行事としての賀茂祭のあるべき姿を護ろうと、勅使に対して譲らない神職たちの姿勢を垣間見ることができる。

以上、春日社と賀茂別雷神社の事例を見てきた。ほんの一例にすぎないが、これらだけでも、神社側の考え方や、天皇・貴族ら人物の関与の仕方によって様々な変化が生じるという、神社年中行事と社会との相互関係、つまり行事の動的な把握の重要性が分かるだろう。

第4章 神社年中行事の史料把握

年中行事研究を行うにあたり、対象となる年中行事に関する文献史料を通して行事の内容を明らかにし、その上で分析を試みることは、重要な研究方法である。

神社年中行事研究も同様で、まず文献史料を収集することが最も基本的な作業となる。そして、どの神社に神社年中行事に関する史料がどの程度あるのか、また、その史料がいつの年代のものなのか、その全体像を把握する必要がある。

その中でも、現在刊行されているものをあげれば、『日本祭礼行事集成』以外に、神社が所蔵してきた史料等を主として整理した神社史や史料集があげられる。これらは、神社が主体となって編集していることが多く、通史的に神社像を捉えようとする目的意識の一環として、どのような祭礼や行事が時代ごとに行われていたのかを実際の史料等を基に概観する傾向にある為、神社年中行事史料が掲載される例が多い。神宮・石清水八幡宮・松尾大社・春日大社・吉備津彦神社・長門国住吉神社・忌宮神社・大山祇神社・宗像大社・太宰府天満宮などの神社で刊行された書籍から確認することができる。

また、別の手段として、全国の自治体史があげられる。特に高度経済成長期前後に全国の自治体で編纂事業が盛んに行われ、各地域における主要神社の史料整理がなされる過程で年中行事の把握もなされ、史料が掲載される例が多い。そのおかげで、全国的に神社年中行事の史料収集が進んだといえる。

この他、1970年代後半以降、神社に関する様々な史料を掲載する『神道大系』の神宮編・神社編が刊行されるが、この中からも神社年中行事史料を抽出することができる。

更に特筆出来ることは、井上寛司氏を中心に各国の一宮・諸国一宮制についての基礎的デー

夕の収集と整理に統一的な形式で取り組んだ中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、平成12年）が刊行されたことである。本書では、先行研究の整理や史料の存在形態・性格等をしめしているが、この中に「中世の年中行事書」という項目があり、選定された全ての神社に対して年中行事書の有無を確認し、史料名を基礎データとして示されている。これらのデータを抽出することで、主要な神社の年中行事史料の収集が出来、神社年中行事の史料整理における大きな助けとなる。しかし、第二章②で見たように、全国的な史料の収集・整理は未だ不十分な状況にあるといえる。

そのような中で、ここでは、『中世諸国一宮制の基礎的研究』の「中世の年中行事書」の項目確認をはじめ、『日本祭礼行事集成』や『神道大系』、全国の自治体史、神社から刊行された神社史・史料集などを基本資料として、古代から中世における神社年中行事の史料を確認し一覧表を示しておきたい。

旧国名	神社	史料名	年代	出典
伊勢国	神宮	『皇太神宮儀式帳』	延喜23年（804）	『群書類従』第一輯神祇部（統群書類従完成会、昭和4年）
伊勢国	神宮	『止由気宮儀式帳』	延喜23年（804）	『群書類従』第一輯神祇部（統群書類従完成会、昭和4年）
伊勢国	神宮	『神宮雜例集』	建仁2年（1202）～承元4年（1210）	『大神宮叢書神宮年中行事大成 前編』（神宮司庁編、昭和13年）、『群書類従』第一輯神祇部（統群書類従完成会、昭和4年）
伊勢国	神宮	『皇太神宮年中行事』	建久3年（1192）に荒木田忠仲によって編述され、その後寛正5年（1464）に荒木田氏経によって増補	『大神宮叢書神宮年中行事大成 前編』（神宮司庁編、昭和13年）
伊勢国	神宮	『太神宮司神事供奉記』	延応2年（1240）	『大神宮叢書神宮年中行事大成 前編』（神宮司庁編、昭和13年）
伊勢国	神宮	『氏経神事記』	15世紀中頃～後半	『大神宮叢書神宮年中行事大成 前編』（神宮司庁編、昭和13年）
山城国	賀茂別雷神社	賀茂社嘉元年中行事	嘉元年間（1303 - 1306）	『日本祭礼行事集成第三巻』（日本祭礼行事集成刊行会、昭和45年）
山城国	石清水八幡宮	『宮寺并極楽寺恒例佛神事惣次第』	寛元2年（1243）十一月日	『石清水八幡宮史料叢書四 年中神事 服忌 社参』（石清水八幡宮社務所、昭和48年）
山城国	石清水八幡宮	『年中用抄』	室町時代前期	『石清水八幡宮史料叢書四 年中神事 服忌 社参』（石清水八幡宮社務所、昭和48年）
山城国	石清水八幡宮	『八幡宮寺年中讃記』	文永頃（1264 - 1275）	『石清水八幡宮史料叢書四 年中神事 服忌 社参』（石清水八幡宮社務所、昭和48年）
山城国	石清水八幡宮	『榊葉集』	室町中期頃	『石清水八幡宮史料叢書四 年中神事 服忌 社参』（石清水八幡宮社務所、昭和48年）
山城国	松尾大社	『当社年中大小神』	文明6年（1474）十二月十三日	『松尾大社史料集 典籍篇二』（松尾大社史料集編集委員会、昭和57年）
山城国	松尾大社	『松尾社年中神事次第』（社蔵文書一〇七五号）	永和2年（1374）十二月二十日	『松尾大社史料集 文書編三』（松尾大社史料集編集委員会、昭和53年）
山城国	松尾大社	『松尾社年中神事次第』（社蔵文書一〇八一号）	永正5年（1508）正月十一日	『松尾大社史料集 文書編三』（松尾大社史料集編集委員会、昭和53年）
大和国	春日大社	『安貞三年所謂寛喜元年恒例臨時御神事日記』	安貞3年（1229）	『春日社記録』日記一（春日大社社務所、昭和30年）※『春日社記録』日記一～三が刊行されており、これらは全て12世紀から13世紀にかけて社家が記した日記が掲載されており、年中行事を探ることが出来る。

摂津国	住吉大社	『住吉太神宮諸神事之次第記録』	南北朝時代	『統群書類従』第二輯下神祇部（統群書類従完成会、大正12年）
伊賀国	敢国神社	「一宮黒党次第案」	天文年間(1532～55)	『大日本地誌大系 三国地志下』巻一〇三（雄山閣、昭和7年）
伊賀国	伊那富神社	『祭礼注進目録』『勢州庵芸郡稲生村神社記』内に記載	安貞3年(1229)正月日	『神道大系』神社編十四伊賀・伊勢・志摩国（神道大系編纂会編、昭和54年）
伊賀国	伊那富神社	『祭礼次第注文』『勢州庵芸郡稲生村神社記』内に記載	文永2年(1265)三月	『神道大系』神社編十四伊賀・伊勢・志摩国（神道大系編纂会編、昭和54年）
尾張国	真清田神社	「真清田神社縁起」	中世後期	『一宮市史』資料編六、昭和45年、一宮市長 伊藤一所収）
尾張国	真清田神社	『真清探樵集』	享保18年(1773)	『神道大系』神社編十五尾張・三河・遠江（神道大系編纂会編、昭和54年）
尾張国	熱田神宮	「文明十七年年中行事」	文明17年(1485)	『熱田神宮史料』年中行事編上巻（熱田神宮宮庁、昭和46年）
尾張国	猿投神社	『貞和五年年中祭礼記』	貞和5年(1349)	『豊田史料叢書 猿投神社中世史料』（豊田市教育委員会、平成3年）
駿河国	浅間神社	『富士大宮神事帳』	天正5年(1577)五月二十一日	『静岡県史』資料編八 中世四、（静岡県編、平成8年）
下総国	香取神宮	『香取社年中神事目録』	至徳3年(1386)	（『千葉県史』資料編中世二、財団法人千葉県史料研究財団、平成9年）
近江国	建部神社	『神事行用』	永正7年(1510)	（第一由緒記「神縁年録」『建部神社史料』（建部神社社務所、昭和17年）
近江国	多賀大社	『多賀大社一年中御神事』	永正元年(1504)	『日本祭礼行事集成 第三巻』（日本祭礼行事集成刊行会編、昭和45年）
信濃国	諏訪大社	『諏訪大明神画詞』	鎌倉～南北朝	『神道大系』神社編三十諏訪（神道大系編纂会編、昭和57年） ※統群書類従（神祇部）、新編信濃史料叢書（第三巻・武居祝本）、『信濃史料叢書』（第二巻）『諏訪史料叢書』（第二）
信濃国	諏訪大社	『諏訪上社五月会御射山頭役結番状写』	嘉暦4年(1329)	（守屋文書）
信濃国	諏訪大社	『大宮造営目録写』	嘉暦4年(1329)か	『神道大系』神社編三十諏訪（神道大系編纂会編、昭和57年） ※新編信濃史料叢書（第二巻）、『信濃史料』（第五巻）『諏訪史料叢書』（第十一）
信濃国	諏訪大社	『諏訪上下社祭祀再興次第』	永禄8年(1565)	『神道大系』神社編三十諏訪（神道大系編纂会編、昭和57年） ※新編信濃史料叢書（第七巻）、『諏訪史料叢書』（第一）
信濃国	諏訪大社	『年内神事次第旧記』	室町時代（嘉暦年間(1326-9)～文安5年(1448)までの記事が見える）	『神道大系』神社編三十諏訪（神道大系編纂会編、昭和57年） ※新編信濃史料叢書（第七巻）、『諏訪史料叢書』（第一）
信濃国	諏訪大社	『年中神事次第』	室町時代	（守屋文書）
越前国	気比神宮	『気比社政所神領作田注進状』	建暦2年(1212)	鎌倉遺文1945号
加賀国	気多神社	『気多社祭儀録』	享禄4年(1531)	『日本祭礼行事集成』巻八（日本祭礼行事集成刊行会編、昭和58年）平凡社
加賀国	気多神社	『気多社書上』	天正5年(1577)	『日本祭礼行事集成』巻八（日本祭礼行事集成刊行会編、昭和58年）
但馬国	出石神社	『出石大社供僧方諸役目録』	宝徳3年(1451)	『兵庫県史』史料編中世三（兵庫県史編集専門委員会編、昭和63年）
出雲国	杵築大社	『杵築大社年中行事目録』	天正12年(1584)九月十三日	（千家方年中行事・千家文書）
出雲国	杵築大社	『杵築大社年中行事目録』	天正13年(1585)九月日	（秋上文書）
出雲国	神魂神社	『神魂社別火秋上氏所管神事覚書』	永禄8年(1565)一月十二日	『神道大系』神社編三十六出雲・石見・隠岐国（神道大系編纂会編、昭和58年）

出雲国	神魂神社	『神魂社年中祭事規式』	天正13年(1585)九月日	『神道大系』神社編三十六出雲・石見・隠岐国(神道大系編纂会編、昭和58年)
備前国	吉備津彦神社	『総社家社僧中神前御祈念之事等注文』	文明3年(1471)六月十三日	『吉備津彦神社史料』文書編、(国幣小社吉備津彦神社社務所、昭和11年)
備前国	吉備津彦神社	『一宮社法』	康永元年(1342)六月二十八日	『吉備津彦神社史料』文書編、(国幣小社吉備津彦神社社務所、昭和11年)
安芸国	厳島神社	『厳島内外宮社役神事次第』(卷子本厳島文書五)	永祿6年(1563)八月十三日	『広島県史』古代中世資料編三(広島県編集発行、昭和53年、凸版印刷株式会社)
安芸国	厳島神社	『厳島内外宮外宮神事年中行事』(厳島野坂文書一九三九)	毛利時代	『神道大系』神社編四十厳島(神道大系編纂会、昭和62年)
長門国	住吉神社	『長門国一宮神事年中記録注進状写』	文明13年(1481)六月日	『長門国一ノ宮住吉神社史料』上巻(長門国一ノ宮住吉神社社務所、昭和50年)
長門国	忌宮神社	『国衙出仕注文』	文明13年(1481)四月	『長門国一ノ宮住吉神社史料』上巻(長門国一ノ宮住吉神社社務所、昭和50年)
長門国	忌宮神社	『二宮神事註進状』	文明13年(1481)六月	『長門国一ノ宮住吉神社史料』上巻(長門国一ノ宮住吉神社社務所、昭和50年)
紀伊国	日前・国懸神宮	『日前宮年中神事記』	建徳2年(1371)	東京大学史料編纂所(写本)
紀伊国	日前・国懸神宮	『日前宮年中神事記』	年欠	東京大学史料編纂所(写本)
紀伊国	日前・国懸神宮	『日前宮年中神事記』	暦応4年(1341)	東京大学史料編纂所(写本)
讃岐国	田村神社	『讃岐国一宮田村大社壁書』	長祿4年(1460)十二月日	『香川県史』第八巻資料編 古代・中世史料(香川県編集発行、昭和61年)
讃岐国	金刀比羅宮	『観応年中神事記録』	観応元年(1350)十月日	『史籍集覧補遺二』(臨川書店、昭和43年)
伊予国	大山祇神社	『伊予国第一宮三嶋社大祝職并八節供祭礼等記録』	貞治3年(1364)十一月日	『大山祇神社史料 縁起・由緒編』(國學院大學日本文化研究所編、大山祇神社社務所、平成12年) ※『神道大系』神社編四十二阿波・讃岐・伊予・土佐国(神道大系編纂会、平成元年)
筑前国	宗像大社	『宗像宮年中諸神事御供下行事』(通称「鎌倉期御供下行事」)	鎌倉時代	『神道大系』神社編四十九宗像(神道大系編纂会編、昭和54年)
筑前国	宗像大社	『正平二十三年宗像年中行事』	正平23年(1368)	『神道大系』神社編四十九宗像(神道大系編纂会編、昭和54年)
筑前国	宗像大社	『応安神事次第』	応安8年(1375)	『神道大系』神社編四十九宗像(神道大系編纂会編、昭和54年)
筑前国	飯盛神社	『筑前飯盛社元三次第注文』	文永8年(1271)四月二十七日	『鎌倉遺文』10823号
筑後国	玉垂宮	『筑後玉垂宮大善寺神事注文』	永仁4年(1296)十二月日	『鎌倉遺文』19238号
豊前国	宇佐神宮	『宇佐宮年中行事案』	平安時代末期に編纂(大治3年(1128)以降か)	『神道大系』神社編四十七宇佐(神道大系編纂会、平成元年)
豊前国	宇佐神宮	『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』	鎌倉末期	『神道大系』神社編四十七宇佐(神道大系編纂会、平成元年)
豊前国	宇佐神宮	『宇佐宮寺神事仏事次第』	鎌倉時代	『神道大系』神社編四十七宇佐(神道大系編纂会、平成元年)
豊前国	宇佐神宮	『宇佐宮寺年中月並神事』	室町初期の記録か	『神道大系』神社編四十七宇佐(神道大系編纂会、平成元年)
豊前国	宇佐神宮	『宇佐神宮齋会式』	享徳4年(1455)三月	『神道大系』神社編四十七宇佐(神道大系編纂会、平成元年)
豊後国	柞原八幡宮	『豊後由原宮年中行事次第』(前欠一月二月)(豊後柞原八幡宮文書)	正慶元年(1332)正月十一日	鎌倉遺文31660号

豊後国	柞原八幡宮	『豊後由原宮年中行事次第』（豊後柞原八幡宮文書）	鎌倉末期か	鎌倉遺文31661号
豊後国	柞原八幡宮	『豊後由原宮年中行事次第案』（豊後柞原八幡宮文書）	嘉元3年（1305）2月日	鎌倉遺文2219号
肥前国	河上神社	『河上宮見役所課神田坪付注文案』（河上神社文書）	安元2年（1176）6月日	『佐賀県史料集成』（佐賀県史編纂委員会代表者 千住武次郎、昭和30年、佐賀県立図書館）
肥前国	河上神社	『河上宮仏神事等課役料免給主等注文案』（河上神社文書）	仁治2年（1241）正月二十二日	『佐賀県史料集成』（佐賀県史編纂委員会代表者 千住武次郎、昭和30年、佐賀県立図書館）
肥前国	河上神社	『肥前河上宮免田寄進年紀次第注文』（肥前河上神社文書）	文応元年（1260）10月日	鎌倉遺文8566号
肥前国	河上神社	『河上社祭礼御幸目録』（実相院文書）	応永7年（1400）2月	『佐賀県史料集成』（佐賀県史編纂委員会代表者 千住武次郎、昭和30年、佐賀県立図書館）
肥後国	阿蘇神社	『阿蘇社年中神事次第写』	室町時代	『神道大系』神社編五十阿蘇社・英彦山（神道大系編纂委員会、昭和62年）
肥後国	阿蘇神社	『阿蘇社年中行事次第写』	室町時代	『神道大系』神社編五十阿蘇社・英彦山（神道大系編纂委員会、昭和62年）
肥後国	阿蘇神社	『阿蘇社神事注文写』	室町時代	『神道大系』神社編五十阿蘇社・英彦山（神道大系編纂委員会、昭和62年）
肥後国	野原八幡宮	『野原八幡宮祭事簿』	天文23年（1554）～明治35年（1902）	『熊本県史料』中世編第一（編集兼発行人 寺本広作、熊本県発行、昭和35年）

おわりに

以上のように筆者の問題意識に引きつけて神社年中行事研究の流れをみていくと、神社年中行事研究は、それぞれの観点の違いにより、大きく次の三つのグループに分けることができるだろう。

一つは、年中行事の研究の中心をなす民俗学の年中行事研究だが、「年中行事」を家を単位として行われる祭りに限定することから、神社年中行事の研究は乏しい。また、「祭り」と分類される神社年中行事だが、祭り研究においても、神社年中行事に関する歴史的研究は極めて乏しい。

二つ目としては、神社史研究の一環として、神社年中行事の歴史的な実態を復元的に明らかにすることから始まった研究がある。この研究は、神社関係史料の集成と並行して進展し、対象となる神社の数が増えるとともに数を増してきた。歴史的な行事内容や実態を明らかにするという点で、神社年中行事の研究のいわば基礎をなす重要な研究といえる。

そして三つ目に、特に社会史の盛行を背景とした歴史的な年中行事への関心がある。これは、上記二つの研究が基本的に年中行事の内容そのものに焦点を当てるのに対して、歴史上の社会への関心から年中行事に着目しており、年中行事を社会との関係で捉えるアプローチの仕方を示した点で、重要なものと言える。

筆者の問題関心は、基本的に三つ目と同様に、歴史上の社会と年中行事との関係にあるのだが、歴史的な年中行事研究は、行事の社会統合機能を強調することにより、行事の歴史的動態が捉えられなくなるという問題がある。

その一方で、民俗学的研究と神社史的研究は、基本的に行事の歴史的動態的な把握を指向していないのだが、双方に見られる宮中年中行事への関心は、神社年中行事の成立との歴史的関係への関心と結び付いている点で、歴史的動態の把握という方向性を秘めており、無視

することができない。実際、その関係を明らかにした成果もあり、神社年中行事成立の歴史的背景を捉えようとする時に、重要な視点である。

だが、研究史をたどることで、何れの研究でも扱われて来なかった問題があることもまた、明らかになった。それは、神社年中行事の比較検討と、神社と国家や特定の人物たちとの信仰を含めた考え方や行動の相互関係を視野に入れた研究である。これにより、それぞれの時代の中で神社年中行事はいかなる位置を占め、いかなる意味を持ったかが、より具体的、動態的に明らかになってくるものと考えている。

註

- 1 拙稿「神社年中行事における基礎的考察」（『國學院大學大學院紀要－文学研究科－』第三十八輯、國學院大學大學院、平成19年）、「中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰関家－節日行事を中心に－」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、國學院大學伝統文化リサーチセンター、平成21年）、「宇佐宮神社年中行事の成立過程に関する一考察」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、國學院大學伝統文化リサーチセンター、平成22年）、「神社年中行事の成立過程と宮中行事に関する一考察－相撲行事を事例として－」（文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業成果論集『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』、伝統文化リサーチセンター、平成24年）、「神社年中行事の成立過程について－二十二社・一宮の農耕行事に焦点をあてて－」（『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』第六号、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所、平成25年）、「国家節会から神社行事へ－五月五日行事を事例として－」（『神道宗教』第二四六号、神道宗教学会、平成29年刊行）
- 2 昭和4年に長野県東筑摩教育会東部支会でおこなった連続講義をまとめたものとされ、『民俗学』第二卷八号、第二卷十号、卷四卷六号、第四卷七号、第四卷八号、第四卷九号に掲載された。
- 3 『帝王編年記』光孝天皇仁和元年（885）五月二十五日条
- 4 倉林正次「I 総論 三宮廷祭祀の概観」（『饗宴の研究』（祭祀編）、桜楓社、昭和62年）
- 5 倉林氏は、この「祭り」行事を本文の中で、以下のように分類している。
 - ①宮廷内の祭り
本来の宮廷の祭り（鎮魂祭・新嘗祭・内侍所御神楽・追儺）
宮廷内で、諸国の神を対象に行なう祭り（祈年祭・月次祭・相嘗祭・祈年穀奉幣・例幣・忌火御飯・御体御卜・大祓・節折）
 - ②諸社の祭り（春日祭・大原野祭・平野祭・賀茂祭・同臨時祭・広瀬龍田祭・園韓祭）
- 6 神祇院による全国の官国幣社を調べた『官国幣社特殊神事調』（神祇院編、昭和16年）をはじめ、『埼玉県神社特殊神事』（埼玉県神職会、大正10年）、『大阪府官幣社現行特殊慣行神事』（大阪府編、昭和5年）、『愛媛県における特殊神事及行事』（愛媛県学務部社寺兵事課、昭和12年）、『三重県下の特殊神事』（三重県神職会、昭和13年）、『弥彦神社特殊神事』（弥彦神社、昭和15年）、『特殊神事の研究』第一輯～第四輯（長野県神社協会編、長野県神社協会、昭和8年～昭和14年）、『官国幣社特殊神事調』（神祇院編、昭和16年）、『国幣中社貫前神社特殊神事』（貫前神社社務所、昭和16年）、『宗像三神奉斎神社調』（官幣大社宗像神社社務所、昭和19年）等がある。
- 7 日本歴史新書『年中行事』（至文堂、昭和32年）
- 8 拙稿「国家節会から神社年中行事へ－五月五日行事を事例として－」（『神道宗教』二四六号のなかで賀茂社の五月五日行事と宮中行事の関係について詳細にふれている。
- 9 岡田莊司「第一編 平安時代前期の祭祀制 第二章平安前期 神社祭祀の公祭化・上（賀茂祭の成立）」（『平安時代の国家と祭祀』、続群書類従完成会、平成6年）
- 10 賀茂祭と端午の賀茂競馬については、最近の研究のなかでも、坂本直乙子氏が「賀茂祭における乗馬

の意義」（『神道宗教』二二九号、神道宗教学会、平成25年）で賀茂祭での馬について、現行の祭を題材にしながら論じられている。このなかで現在、新暦五月十五日を核に一連の賀茂祭が行われているため、五月五日の賀茂競馬を賀茂祭の一行事と位置づけながら論じている。

- 11 「中世の知と儀礼－日本中世史研究の現代的課題」（『歴史の最前線vol7 儀礼を読み解く』、総研大 日本歴史研究専攻・国立歴史民俗博物館、平成18年）、「中世の五節供と天皇制」（『歴史学研究』六二〇号、續文堂出版、平成3年）
- 12 井原今朝男、前掲注11
- 13 拙稿前掲注1 「中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰関家－節日行事を中心に－」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号
- 14 拙稿前掲注1 「宇佐宮神社年中行事の成立過程に関する一考察」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号
- 15 竹内理三「氏長者」『竹内理三著作集 第五卷 貴族政治の展開』（角川書店、平成11年）
- 16 『百練抄』寛元4年正月十七日条、この他にも同年同月日条で『平戸記』や『岡屋関白記』などの史料からもみられる。
- 17 『中臣祐定記』寛元4年（1246）正月十七日条に「当社行幸、着到殿御着丑時、還御酉刻、御神事等如例、日々内、日記有別」とある。
- 18 『公卿補任 第二編』嘉元2年条

参議 正四位下 滋野井 藤實前^{二十}_七 十一月二日任^{(元藏人頭右中将)。}_{同日右中将如元。}

故正二位行中納言冬季卿男。母故宰相公敦卿女。